

空港通りガーデンクラブ重要事項説明書

指定地域密着型通所介護

＜令和6年6月1日現在＞

お客様が利用しようと考えている指定地域密着型通所介護（以下「サービス」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

引き続き実際に契約を結ぶときには、本書の内容の説明を受けたことを証するため、本書の最終面に記名・捺印をお願いいたします。

1. 事業者の概要

法人名	有限会社 AM プランニング
法人所在地	高松市多肥上町 1 9 3 2 - 3
電話番号	0 8 7 - 8 1 3 - 9 8 8 1
代表者名	取締役社長 辻岡 寛一
設立年月日	平成 1 5 年 5 月 3 0 日

2. 事業所の概要

① 事業所の所在等

事業所名	空港通りガーデンクラブ
所在地	高松市香川町川東下 1292-3
電話番号/FAX 番号	0 8 7 - 8 9 9 - 5 8 2 2 / 0 8 7 - 8 9 9 - 5 8 2 3
相談担当者	武田徹也
営業日	月曜～土曜日（ただし、日祝祭日、お盆年末年始は除く）
営業時間	8 : 15 ～ 17 : 45
サービスの種類	指定地域密着型通所介護
事業所番号	第 3770106429
開設日	令和 2 年 1 月 1 日
定員	午前クラス 18 名/午後クラス 18 名
通常サービスの実施地域	仏生山町、寺井町、一宮町、香川町、円座町、岡本町、川部町、香南町

② サービス提供時間

営業日	月曜～土曜日
営業しない日	日曜・祝祭日・お盆（8月11～15日）・年末年始（12月30～1月3日）
サービス提供時間	午前クラス 8 : 45 ～ 13 : 45 （3 時間クラス 8 : 45 ～ 11 : 45） 午後クラス 13 : 45 ～ 16 : 45
延長サービス	無

※ 暴風・大雨・その他の異常気象時や施設の保守管理のため、臨時に休業することがあります。

③ 事業所の職員体制・職務内容

職種	職務内容	人数
管理者 (常勤)	事業所の従業員の管理及び業務の管理を行います。 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画書を生活相談員等と協力して作成します。	1 名
生活相談員 (常勤)	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、個別サービス計画書に従った実施状況及び目標の達成の記録を行います。	1 名以上
介護職員	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握するとともに、利用者に対し適切な介助を行います。	1 名以上
機能訓練 指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。	2 名以上
看護職員	サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行い、利用者の静養のための必要な措置を行います。利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1 名以上

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しております

④ 運営方針及び目的

当施設は利用者が住み慣れた家・地域の中で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように当施設の従業員が、機能訓練を行うことにより、心身機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持向上を目指します。また、利用者の関係者と綿密な連携を図り、一人ひとりに合わせたプログラムを作成し、運動と栄養の両面から無理なく続けられるようにサポートします。

3. サービスの内容及び費用

(1) サービス内容

種類	内容
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います
機能訓練	機能訓練指導員が利用者の方の状況に適した機能訓練を計画、実施し、身体機能の維持・向上に努めます。
食事(5 時間利用)	12 時より食事の提供及び介助が必要な方に、昼食を提供します。
入浴	入浴の提供及び介助が必要な方に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
認知症予防・ケア	脳の活性化を図るため、利用者の状況に適したサービスを提供します。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅(場合によってはご自宅近隣)から施設までの送迎を行います。

(2) 提供するサービスの費用

① 介護保険適用分（介護保険負担割合証に基づく割合の額）

○地域密着型通所介護【所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合（日額制）】

要介護 1	416 単位
要介護 2	478 単位
要介護 3	540 単位
要介護 4	600 単位
要介護 5	663 単位

○地域密着型通所介護【所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合（日額制）】

要介護 1	657 単位
要介護 2	776 単位
要介護 3	896 単位
要介護 4	1013 単位
要介護 5	1134 単位

- サービス提供時間は、実際にサービスを提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置づけられた時間数によるものとします。ただし、当日の心身の状況に伴い、時間を短縮する場合はその限りではありません。理由を記載の上、変更いたします

- 行き帰りの送迎は上記の負担に含まれます。原則、送迎サービスをご利用ください。

当施設の送迎サービスを利用されない場合、片道につき 47 単位が減算となります。

- 感染症若しくは災害のいずれか、又は両方の業務継続計画が未策定の場合所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算する。

- 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算する。

○加算料金

個別機能訓練加算【Ⅰ】□ 76 単位

- 個別機能訓練加算は専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置しており（配置時間の定めなし）、機能訓練指導員・介護職員・生活相談員等が共同して、利用者の生活意欲が増進されるよう、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を適切に行なう。3 ヶ月に 1 回以上、利用者やその家族の居宅を訪問した上でその内容を説明し、見直しを行っている場合に算定されるものです。

個別機能訓練加算【Ⅰ】イ 56 単位

- 個別機能訓練加算は専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置しており、機能訓練指導員・介護職員・生活相談員等が共同して、利用者の生活意欲が増進されるよう、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を適切に行なう。3 ヶ月に 1 回以上、利用者やその家族の居宅を訪問した上でその内容を説明し、見直しを行っている場合に算定されるものです。（個別機能訓練加算Ⅰ□を算定できない場合、算定）

入浴介助加算【Ⅰ】 40 単位

- 入浴介助の研修を行っている職員が、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定されるものです。サービス計画上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

6 単位

- 利用前の健康診断受診に、ご協力お願いいたします。(高松市でも基本健康診断を行っております)

6. サービスの利用について

利用 申し込み	電話または来所のうえお申し込みください。 居宅介護支援事業所等に居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画書及び介護予防ケアマネジメントの作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。 本書によりサービス提供に関する重要事項をご説明し、お客様の同意を得た上で、契約を締結します。
契約期間	契約の有効期限は介護保険認定の期間と同じです。契約者様から契約終了の申し入れがない場合には自動的に更新されるものとします。
サービスの 終了	1. お客様のご都合でサービス提供を終了する場合は、契約終了を希望する日から 1 週間前までにお申し出ください。 2. 下記の事由に該当した場合は、この契約は終了します。 ① 利用者が介護保険施設に入所した場合 ② 総合事業対象者でない利用者の要介護状態区分が自立となったとき ③ 利用者が死亡した場合 ④ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 ⑤ 事業者から契約解除を申し出た場合
契約の解 除・解約	1. 次の事由に該当した場合は、お客様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。 ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合 ② 事業者が守秘義務に反した場合 ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合 2. 事業所はやむを得ない事情がある場合、お客様に対して、契約終了の 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。 3. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。 ① お客様のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 2 週間以内に支払われない場合。 ② お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態が明らかになった場合。 ③ お客様またはその家族などが、事業者やサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。

※ 書面以外でのサービスの終了、契約の解除等は契約者本人、ご家族または介護支援専門員からの申し出を受け付けた日もしくは、申し出た月末を解除日と致します。

7. 緊急時の対応方法

事業者は、現にサービスの提供を行っているときにお客様の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師、介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡いたします。

8. 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 災害時対策

災害対策に関する担当者を置き、災害対策に関する取り組みを行います。また、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業員に周知します。定期的に避難訓練を行います。また、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10. 地域との連携

- ① 事業の運営にあたり、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力をおこなうなど、地域との交流を深めます。
- ② 当施設の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として「運営推進会議」を設置します。
- ③ 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者、ご家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターまたは市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有するもの等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席をいただきますようお願いいたします。
- ④ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

11. 衛生管理等

- （１） 地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- （２） 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を努めます。
- （３） 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 虐待防止の取り組みについて

事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者は、(管理者) 武田徹也 です。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知、徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当事業者職員又は養護者(ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、被虐待者とされるご利用者の心身状況の確認、保護、記録を行い、速やかにこれを被保険者に通報します。

14. サービス内容に関する苦情・相談について

サービス内容に苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。

事業所の窓口	〒761-1705 高松市香川町川東下 1292-3 (電 話) 087-899-5822 (e-mail) 相談担当者 武田 徹也
居宅支援事業所の窓口	お客様が契約を結んでいる居宅支援事業所になります。
公的団体の窓口	香川県国民健康保険団体連合会 介護保険室 〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番2号 香川県自治会館内 (電 話) 087-822-7435
市町村の窓口	高松市健康福祉部介護保険課 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 (電 話) 087-839-2326

16. 当施設利用に際しての注意点

項目	内容
見学	見学 9:30～11:30 / 14:30～16:30 それ以外の時間についてご相談ください。
外出・退出	サービス利用中、個人での外出は出来ません。また、止むを得ず退出する場合は、管理者の許可を必要と致します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室・設備・器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反するご利用により、破損等が生じた場合は賠償して頂くことがあります。
喫煙	当施設は禁煙ですので、ご遠慮ください。
迷惑行為	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭・貴重品の管理	利用者の金銭および貴重品の管理は出来ません。紛失されても責任を負えません。
宗教・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
危険物・動物等の持込	施設内への危険物・動物等の持ち込みは禁止します。
サービス利用の変更・追加	サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
利用者、ご家族からの授受	金銭などの授受は固くお断りいたしております。

令和 年 月 日

サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業者 《事業者名》空港通りガーデンプラブ
 《説 明 者》

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

《氏 名》 _____ (本人・代筆)

《代理人氏名》 _____